

軽油抜取調査の実施結果について

～ 全国で一斉に軽油の抜取調査を実施 ～

地方税共同機構※¹の取り組みとして、不正軽油※²の撲滅及び軽油引取税の課税の適正化を図るため、主要幹線道路等において、走行するトラックなどのディーゼル車からの軽油の抜取調査を全国一斉に実施しました。

この取り組みは、広範な地域の主要幹線道路等で、自治体が連携・協力をして一斉に調査を実施することにより、不正軽油の流通状況を捕そくするとともに、自治体間の連携をより緊密なものとし、より一層効果的な不正軽油の流通阻止を図るものです。

茨城県では、以下のとおり県内5箇所を実施し、計94本を採油しました。

※¹ 地方団体が共同して運営する組織として、地方団体に対してその地方税に関する事務に関する支援を行い、もって地方税に関する事務の合理化並びに納税義務者及び特別徴収義務者の利便の向上に寄与することを目的として設立された地方共同法人です。

※² 軽油に灯油や重油を混ぜた混和軽油などの不正軽油を、ディーゼル車に給油して、軽油引取税を脱税すること。

1 実施日・採油本数等

- ・実施日：①令和7年10月16日（木）
②令和7年10月17日（金）
- ・実施箇所：①1箇所
②4箇所
- ・採油本数：①14本
②80本

※ 採油した軽油については、混和等の有無確認のため分析を実施します。

2 実施体制（茨城県内）

県税事務所職員	30名
警察官	8名

3 採油軽油の分析の結果、混和等の嫌疑が検出されたものについての対応

車両の所有者等に対する聴き取り調査等を行い、販売先の確認などのルート調査を実施し、混和の原因が確認された場合は、直ちに課税処分等を行う。

なお、他都道府県ナンバーの車両については、当該都道府県へ通報し、当該都道府県で調査又は課税処分等を行う。